

# 萬松寺墓地管理使用規定

萬松寺小野路の郷

- 第一条 寺有墓地は、任職が管理する。
- 第二条 寺有墓地は、当寺の檀徒に限り使用することができる。
- 第三条 寺有墓地を使用しようとする者は、任職の承認を得て檀徒誓約書を提出し、且つ永代使用料、入檀料を納めて当寺の檀徒とならなくてはならない。
- 第四条 寺有墓地使用者がその本籍・住所及び氏名を変更した場合は、速やかに任職にその旨を通知しなければならない。
- 第五条 寺有墓地使用者は、その使用权を相続者以外の第三者に譲ることはできない。但し、任職において止むを得ない事情を認めたとときにはこの限りではない。
- 第六条 寺有墓地使用者の葬儀・定期法要等はすべて当寺の任職が執り行うものとする。
- 第七条 寺有墓地使用者が遺骨を埋葬しようとする場合は、火埋葬許可証を提出して管理者である任職の承認を得、且つ当寺の規定による法要を営まなければならない。
- 第八条 寺有墓地使用者が離檀しようとする場合には、任職の承認を得てから使用墓地を直ちに現状に復し、当寺に無償で返還するものとする。
- 第九条 他宗派に入信し、当寺の檀徒としての責任を果たせなくなった場合は離檀したものとみなし、納められた永代使用料、入檀料等は一切返却しない。
- 第十条 寺有墓地使用者は、当寺境内の維持費となる管理料を毎年納めなければならない。
- 第十一条 寺有墓地使用者が管理料を三年以上納めない場合、あるいは三年以上にわたり寺と交渉を断ち、檀徒としての責任を果たさない場合、管理者である任職はその墓地の使用許可を取り消すことができる。
- 第十二条 檀徒以外の者が縁故者の寺有墓地に埋葬しようとする場合は、新たに当寺の檀徒とならなければならない。
- 第十三条 寺有墓地使用者は墓石を建立し、清掃手入れに注意しなければならない。
- 第十四条 寺有墓地使用者は、墓地整備ならびに区画を明確にするため、入檀後すみやかに墓石工事を完了しなければならない。
- 第十五条 寺有墓地使用者が墓地の工事を行う場合は、予め任職に申し出て境界その他について承認をうけなければならない。墓石工事はすべて指定石材店（株）石 栄 が施工するものとする。
- 第十六条 寺有墓地使用者の相続人が絶えた場合は、任職においてその墳墓を墓地内の一定の場所に改葬することができる。但し、その縁故者が存続を希望する場合は管理料を納め、且つ檀徒としての責任を継続して果たさなければならない。
- 第十七条 寺有墓地の管理使用については本規定の外、墓地埋葬等に関する法律で定める所に従う。
- 第十八条 本規定は、二〇一八年五月一日から実施する。